

自然保護

I 自然環境の現況

1 生態分布

本市は、フォッサマグナの西端にあたり、日本の植物区系でいう「フォッサマグナ地区」と「ソハヤキ地区」の両地区の植物がみられる特徴的な地域です。フォッサマグナ地区を代表する植物としてはマメザクラ、ソハヤキ地区を代表する植物としてはモチツツジなどがあります。

【資料：富士市の自然ガイドブック（平成5年12月）富士市教育委員会】



南九州の「襲」、速吸瀬戸の「速」、紀伊の「紀」の3文字からソハヤキ地区という。フォッサマグナ地区ができる前に西南日本の太平洋側に広く分布していた植物群。

フォッサマグナ地区とソハヤキ地区

【資料：日本の植物区系（1977年）に加筆】



富士川



愛鷹山



浮島ヶ原自然公園



富士山麓の広葉樹林



須津川溪谷

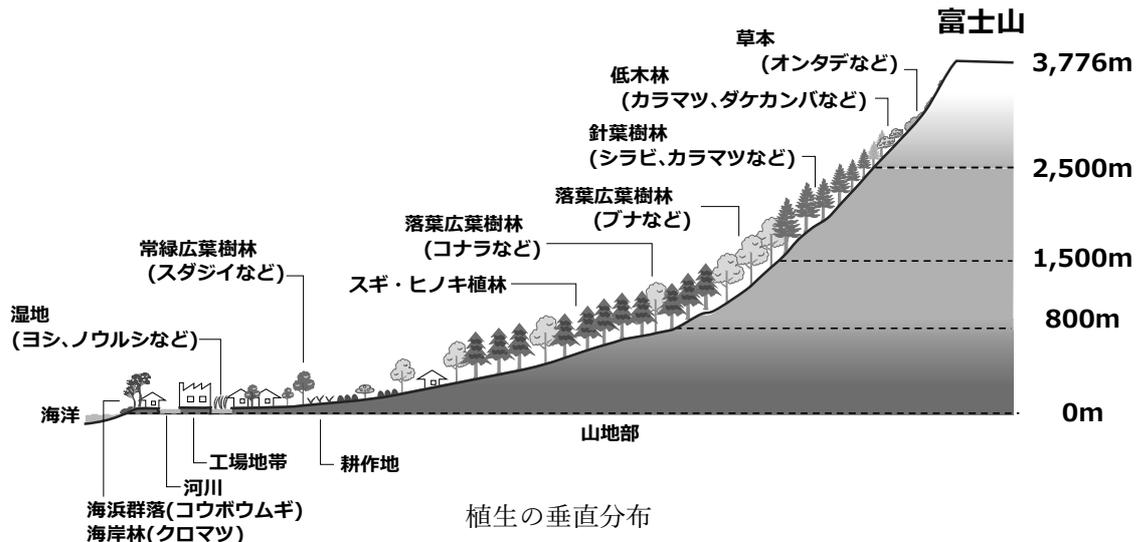


駿河湾の海岸線

(1) 植生分布

本市では、駿河湾海際の標高約 0m のコウボウムギ群落などの海岸植生から、独立峰の富士山でしか見ることのできない高山植生まで、垂直的な植生の変化を連続して見ることができます。

海岸部には、コウボウムギ群落やクロマツ植林などの海岸植生が成立しています。標高 200m 以下は、特に土地の改変が進み、工場立地や宅地化が進んでいます。低地の主要な植生であるスダジイやアラカシなどの常緑広葉樹林、コナラやクリなどの落葉広葉樹林は標高 800m まで分布し、それ以上になるとブナなどによる落葉広葉樹林に変わります。スギ・ヒノキ植林は標高 100m 付近から 1,250m 付近まで、広範囲に分布しています。



また、富士川が植物分布の境界となっていることもあります。例えば、富士川を分布西限としている植物にはハコネコメツツジなどがあります。一方、富士川が分布東限となっている植物にはサツキなどがあります。



サツキ

(2) 動物分布

本市には、山間地を中心にサル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ等が生息しています。また、富士山周辺のツキノワグマ及び愛鷹山周辺のニホンザルは、静岡県版レッドデータブックにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。更に、国の指定天然記念物であるニホンカモシカも愛鷹山や富士川右岸の山地にて、時折、その姿を確認されています。

野鳥は、富士川河口周辺が最も多く観察されています。夏季にはコアジサシやツバメ、冬季にはカモ、カイツブリなどの水鳥を中心にカモメ、シギ、セキレイ等の渡り鳥たちが確認されています。

丘陵地帯では丸火自然公園を中心にウグイス、ウソ、マヒワ、ツグミ、シジュウカラ、メジロなどが見られます。また、丸火自然公園、野田山健康緑地公園周辺にモリアオガエル、愛鷹山系には固有種であるハコネサンショウウオなども生息しています。

富士川はいくつかの動物の分布の境界にもなっています。例えば、爬虫類のヒガシニホントカゲとオカダトカゲはどちらも本市で確認されていますが、ヒガシニホントカゲは富士川を境に西側に生息しており、オカダトカゲは富士川の東側に生息しています。また、魚類のカワヨシノボリは県内では西部から中部にかけて生息していますが、その分布の東限は富士川となっています。

【資料：まもりたい静岡県の野生生物動物編（2004年）】

2 保全地域等

(1) 国立公園及び自然環境保全地域

富士箱根伊豆国立公園には、富士五湖を含む富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、そして伊豆七島のほぼ全てが範囲となっている伊豆諸島地域があります。このうち本市は、富士山地域に含まれており、2,494ha（本市面積の約10.2%）が国立公園区域として指定されています。

本市では、自然公園法に基づき、公園内における工作物の建築や土石の採取などを行う場合に必要となる許可・届出申請の受付を行っています。また、静岡県自然環境保全条例に基づき、愛鷹山麓に指定されている自然環境保全地域内における工作物の建築などを行う場合に必要となる許可・届出申請の受付を行っています。



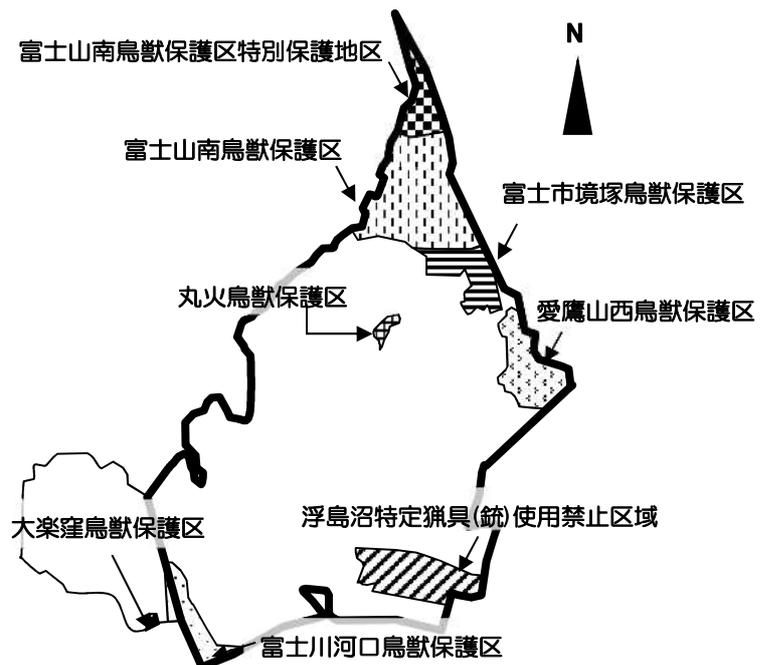
国立公園区域(太柵内)

| 法令 | 令和6年度申請件数 |
|-------------|-----------|
| 自然公園法 | 6件 |
| 静岡県自然環境保全条例 | 3件 |

(2) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、狩猟が禁止されている地域です。この地域内では、鳥獣の捕獲が禁止されていますが、生活環境等への被害を防止するための被害防止目的捕獲は可能とされています。

特別保護地区とは、鳥獣保護区内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要であると認められる区域です。鳥獣の捕獲のほかに、工作物の新築、水面の埋め立て、木竹の伐採などの行為についても規制があります。本市では、富士山南鳥獣保護区内に富士山南鳥獣保護区特別保護地区が指定されています。



鳥獣保護区等指定区域

また、特定猟具(銃)使用禁止区域とは、銃器（空気銃や装薬銃）を使用して狩猟鳥獣を捕獲する場合の危険の防止、又は区域内の静穏を保持するために銃猟の禁止をしている区域で、浮島沼地域が指定されています。

本市には、鳥獣保護区が6箇所、特別保護地区、特定猟具(銃)使用禁止区域がそれぞれ1箇所あり、その全域がメスキジ、メスマドリノ捕獲禁止区域に指定されています。

| 保護区・禁止区域 | 面積（全体） | 指定期間 | 関係市町 |
|---------------------------------|----------|--------------|-----------|
| 富士山南鳥獣保護区特別保護地区 （富士山南鳥獣保護区内） | 4,331ha | ～令和15年10月31日 | 富士市 他3市1町 |
| 富士山南鳥獣保護区 | 12,476ha | ～令和15年10月31日 | 富士市 他3市1町 |
| 富士市境塚鳥獣保護区 | 413ha | ～令和13年10月31日 | 富士市 |
| 丸火鳥獣保護区 | 76ha | ～令和14年10月31日 | 富士市 |
| 愛鷹山西鳥獣保護区 | 510ha | ～令和14年10月31日 | 富士市 |
| 富士川河口鳥獣保護区 | 556ha | ～令和11年10月31日 | 富士市 他1市 |
| 大楽窪鳥獣保護区 | 43ha | ～令和9年10月31日 | 富士市 他1市 |
| 浮島沼特定猟具(銃)使用禁止区域 | 1,012ha | ～令和11年10月31日 | 富士市 |

鳥獣保護区等の面積及び指定期間・関係市町

（3）市街地における樹林・樹木の保護指定

本市では、近年失われつつある「ふるさとの森」を後世に残していくために、「ふるさとの森づくり事業」を行っています。この事業は、昭和55年度に始まり、指定の基準を設けて神社等の樹林・樹木の保護指定をするとともに、維持管理の支援をしています。

令和6年度は101箇所の樹林・樹木を保護指定しており、保護指定数は保護樹林60箇所（総面積138,178㎡）、保護樹木41箇所（総数93本）となっています。

（4）生物多様性ふじ戦略に定める重点地域

重点地域1：富士山（重点地域の範囲は、国道469号より北側）

日本最高峰を誇り、世界文化遺産にも登録されている富士山は、典型的な植生の垂直分布がみられるほか、標高に応じて様々な動物が生息しています。例えば、富士山地域のツキノワグマは生息地が他の地域から分断されているため、「まもりたい静岡県の野生生物2019-改訂版静岡県レッドデータブック（動物編）-」では「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

森林による水源涵養、富士ヒノキをはじめとした木材生産など、富士山からのめぐみは私たちの暮らしや産業を支えています。最近では大淵笹場などの富士山の眺望点や、海岸部から豊かな自然を満喫できる富士山登山ルート 3776 など、本市の観光面でも自然資源の重要性が高まっています。

重点地域 2：浮島ヶ原（重点地域の範囲は、浮島ヶ原自然公園内）

2004（平成 16）年 3 月に静岡県が発行した「静岡県レッドデータブック」では、県内 10 箇所の重要生息・生育地を絞り込んでいます。その 10 箇所のうちの一つとして、本市の浮島ヶ原が「浮島沼の湿地」として選定されています。

浮島ヶ原のヨシ原や水田が多く、鳥類の繁殖、休眠、採餌の場所となるため、オオタカ、タゲリ、オオヨシキリをはじめ、シギ類、ワシ・タカ類など多くの鳥類がみられます。また、池沼や水路ではギンブナ、ドジョウ、ナマズなどがみられ、ミナミメダカも生息していますが、カダヤシの増加に伴い減少しています。

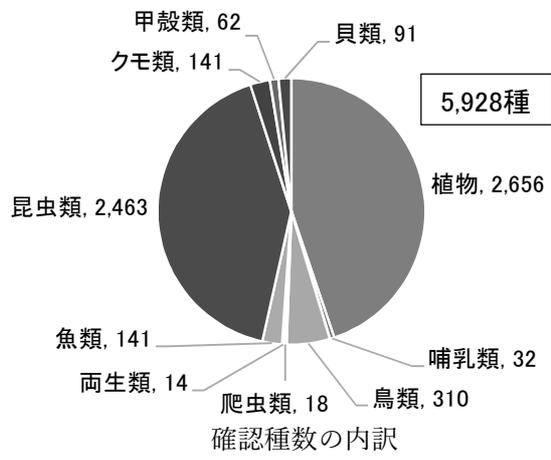
浮島ヶ原の湿地の一部にある浮島ヶ原自然公園は、湿地の貴重な植物群落と自然風景を保全し、身近な自然を観察できる自然公園として市が整備し、2010（平成 22）年 4 月に開園しました。全国的に稀になったサワトラノオや絶滅危惧種のヒキノカサ、ノウルシの群落などの植物のほか、カワセミやアオサギなどの野鳥なども楽しめる自然公園です。現在は市民団体の協力を得て、市が公園を管理しています。また、市ではサワトラノオを市の天然記念物に指定し、保護しています。

3 市内で確認された生物

資料調査の結果や「富士市自然環境マップ」

（2006（平成 18）～2012（平成 24）年度）の現地調査の結果などによると、今までに本市で確認された生物は、植物が 2,656 種、動物が 3,272 種、合計で 5,928 種が確認されています。

市全域を対象とした詳しい調査は行われていないため、実際にはこれ以上の種の生物が市内に生息・生育しているものと考えられます。また、調査データは古いものも多いという課題もあります。



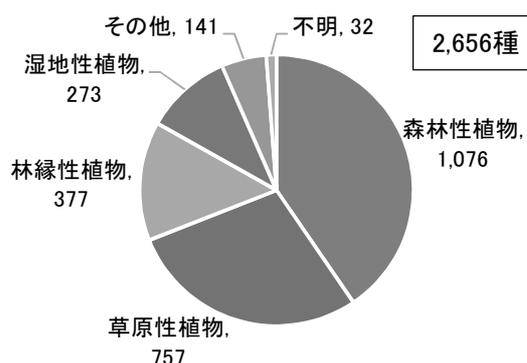
※種数は亜種を含み、植物は変種及び一部の品種、雑種を含む。

(1) 植物相の概要

確認された植物（シダ植物以上の維管束植物：変種、品種、雑種を含む）は2,656種です。品種などの扱いが異なるため単純な比較はできませんが、「静岡県野生生物目録」（2006）で記録されている県内4,064種の半数以上の種が本市に分布していることになります。

確認された植物を生育環境別に区分すると、森林性植物、草原性植物などが多いことが分かります。

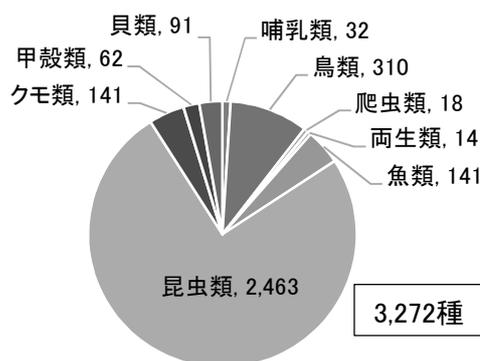
日本固有種も多く、620種が確認されていますが、これは確認種の23%に相当します。



確認種数の内訳（植物）

(2) 動物相の概要

確認された動物は3,272種になります。しかし、クモ類や甲殻類など無脊椎動物の多くの分類群や、海域の動物については調査が十分にされているとはいえないため、実際にはもっと多くの種類の動物が生息していると考えられます。



確認種数の内訳（動物）

4 絶滅のおそれのある種と重要種

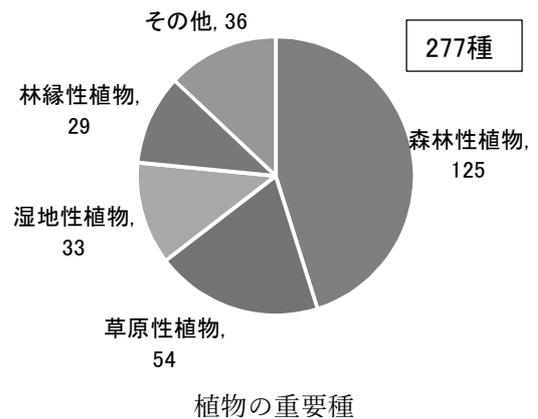
2017（平成29）年度に静岡県が公表した「静岡県版レッドリスト2017」（改訂レッドデータブックは動物が2018年度公表、植物が2019年度公表）で絶滅のおそれがあるとしてリストアップされている種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）のうち、本市で確認されているのは植物が163種、動物が74種です。

また、絶滅のおそれがある種に加えて、すでに絶滅してしまった種、まだ絶滅のおそれはないものの減少傾向にある種、要注目種など静岡県版レッドリストに掲載されている種、環境省のレッドリストに掲載されている種、文化財保護法や種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）で指定されている種などを含めた「重要種」は、植物が277種、動物が215種、合計492種が確認されています。

(1) 植物の重要種 277 種の内訳

植物の重要種は合計 277 種でした。この中には、植物地理学上重要なムラサキツリガネツツジ、ヒトツバシヨウマ、コイワザクラなど 28 種のフォッサマグナ要素の植物が含まれるほか、スルガイノデ、アイコハチジョウシダなど 95 種の日本固有種が含まれています。

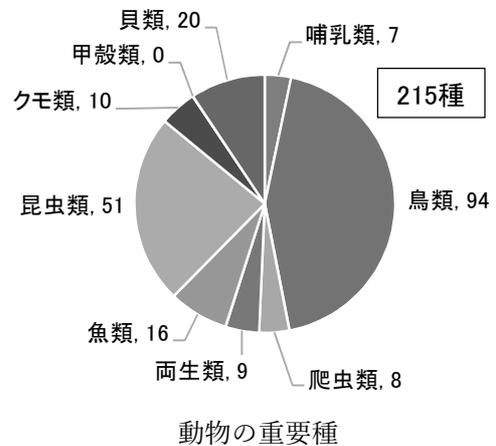
これらの多くは森林・草原・湿地・林縁環境を主な生育環境とする植物であるとともに、標高 800m 前後の暖温帯から冷温帯を分布の中心に持つ種が多いことが分かりました。



(2) 動物の重要種 215 種の内訳

動物の重要種は合計 215 種でした。鳥類 (94 種) が最も多く、次いで昆虫類 (51 種)、貝類 (20 種)、魚類 (16 種) などが多くなりました。

このうち、昆虫類のチャマダラセセリ、オオウラギンヒヨウモン、シルビアシジミ、貝類のカタヤマガイの 4 種は、「まもりたい静岡県の野生生物 2019-改訂版静岡県レッドデータブック (動物編) -」ではすでに絶滅した種となります。



5 外来種について

外来種とは、もともとその地域に生息・生育していなかったにも関わらず、人間の活動によって他の地域から入ってきた動物や植物のことを指します。例えば、ワニガメやアメリカザリガニ、そして、四つ葉のクローバーで知られるシロツメクサなどが該当します。

特に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「外来生物法」という。) に基づき、生態系等へ被害を及ぼす危険性があるものとして指定された動植物を特定外来生物といいます。外来生物法は、特定外来生物による生態系、人の生命及び身体、農林水産業への被害を防止することを目的としており、市内では、アライグマ、ウシガエル、オオキンケイギクなどが確認されています。



ワニガメ(定着予防外来種)



オオキンケイギク (特定外来生物)

II 生物多様性ふじ戦略の策定

生物多様性を将来にわたって保全していくためには、大気環境や水環境の保全、地域の生態系に配慮した産業活動、希少種の保護や外来種の拡散防止、過剰に増加した野生鳥獣の管理、里地里山を保全する担い手の育成、教育や活動体験を通じた啓発など、取り組むべき課題は多岐にわたります。

生物多様性に関わる課題の解決に向けては、課題が多岐にわたるため市の組織も横断的に対応する必要があります。また、市民や事業者などの個別の取組だけでなく、生物多様性に対する認識を共有し、互いに連携・協働した取組も必要となります。そこで、本市では、生物多様性を保全・活用するための取組を計画的かつ総合的に推進し、生物多様性からのめぐみを将来の世代へと継承するため、「生物多様性ふじ戦略」を策定しました。

本戦略では、生物多様性を将来の世代に引き継ぐため、将来像（2050年における富士市の姿）、2030年までの目標及び基本方針について以下のとおり定めました。基本方針の中には9つの行動方針、19の取組項目を掲げています。基本方針ごと特に重点的に実施していく取組として「重点プロジェクト」を設定しています。



生物多様性ふじ戦略

○将来像「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」

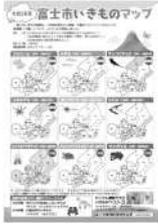
○2030年までの目標「生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進」

| | |
|---|--|
| <p>基本方針1 多様な生物について知る</p> <p>多様な生物や生態系をまもり、生物多様性に配慮した社会づくりに向け、市民協働による生物調査の実施や情報収集を進めることによって市内の生物について知り、情報を蓄積していきます。</p> | <p>自然観察</p>  |
| <p>基本方針2 多様な生物や生態系をまもる</p> <p>重要種の保護・保全、外来種の防除、野生鳥獣との共存を図るとともに、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じていくことにより、多様な生物・生態系をまもります。</p> | <p>富士山麓ブナ林創造事業</p>  |
| <p>基本方針3 生物多様性に配慮した社会をつくる</p> <p>有害化学物質など環境への負荷を低減するとともに、生物多様性に関する人材育成や啓発を進めるなど、生物多様性に配慮した社会を目指します。</p> | <p>環境アドバイザー</p>  |

Ⅲ 生物多様性ふじ戦略における行動計画

1 重点プロジェクトの指標と実績

(1) 重点プロジェクト1：いきもの調査プロジェクト

| | | | | | |
|------|---|------|------|------|--------|
| 事業名 | 富士市いきもの調査 | | | | |
| 事業概要 | 市民参加によるいきもの調査（5月1日～10月31日）の実施 | | | | |
| 管理指標 | 調査報告数 | 年度計画 | 500件 | 年度実績 | 1,389件 |
| 取組内容 | <p>いきもの調査ハンドブックを2,000部作成し、イベントに参加市民等に配布したほか、公共施設等へ配布。市民からの報告をとりまとめ、いきものマップを作成し、市ウェブサイトへ公表しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>いきもの調査ハンドブック</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>いきものマップ</p>  </div> </div> | | | | |

(2) 重点プロジェクト2：生態系保全プロジェクト

| | | | | | |
|------|--|------|-----|------|-----|
| 事業名 | 外来植物駆除事業（富士山） | | | | |
| 事業概要 | 富士山麓における外来種防除活動の実施 | | | | |
| 管理指標 | 参加人数 | 年度計画 | 30名 | 年度実績 | 27名 |
| 取組内容 | <p>6/29 富士山麓において、外来植物駆除を実施しました。 丸火自然公園の自然観察を実施しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>外来植物駆除</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>自然観察</p> </div> </div> | | | | |

重点プロジェクト2：生態系保全プロジェクト

| | | | | | |
|------|--|------|-----|------|-----|
| 事業名 | 外来植物駆除事業（浮島） | | | | |
| 事業概要 | 浮島ヶ原自然公園における外来種防除活動の実施 | | | | |
| 管理指標 | 参加人数 | 年度計画 | 30名 | 年度実績 | 24名 |
| 取組内容 | <p>11/9 浮島ヶ原自然公園において、外来植物駆除作戦を実施しました。 また、草木染めを実施しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>外来植物駆除</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>草木染め体験</p> </div> </div> | | | | |

(3)重点プロジェクト3：生物多様性啓発プロジェクト

生物多様性の認知度向上を目的に、生物多様性シンポジウムなどの啓発事業を実施するとともに、「富士市生物多様性サポーター登録制度」を推進します。

| | | | | | |
|------|----------------------------------|------|--------|------|--------|
| 事業名 | 環境アドバイザー制度 | | | | |
| 事業概要 | 環境アドバイザーの活用・生物多様性に関する普及啓発の実施 | | | | |
| 管理指標 | 講座等の受講者数 | 年度計画 | 5,500名 | 年度実績 | 3,889名 |
| 取組内容 | 自然観察会の開催にあたって、環境アドバイザーの派遣を行いました。 | | | | |

| | | | | | |
|------|--|------|-------|------|----------------------|
| 事業名 | 富士市生物多様性サポーター登録制度 | | | | |
| 事業概要 | 富士市生物多様性サポーター登録制度の推進 | | | | |
| 管理指標 | サポーター登録件数 | 年度計画 | 延べ44名 | 年度実績 | 91名(個人)+ 7団体(法人等) |
| 取組内容 | <p>サポーター登録制度を推進するため、広報ふじや募集チラシを活用してサポーター募集について周知を図りました。サポーターの活動内容について、市ウェブサイトへ掲載しました。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1; padding-left: 10px;"> <p>【生物多様性ふじサポーターの役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主的な生物多様性保全活動の実践 (2) 生物多様性に関する情報の発信 (3) 市が実施する生物多様性保全に関する </div> </div> | | | | |

2 自然環境の保全

(1) 浮島ヶ原自然公園自然観察会

浮島ヶ原自然公園は、貴重な湿生植物を保護し、浮島ヶ原固有の景観を保全するために、平成 22 年度に全面開園しました。ここには、全国的に貴重で、絶滅危惧 IB 類に指定されているサワトラノオが自生しており、県内ではこの公園でしか見ることはできません。

この自然観察会は、平成 24 年度から浮島ヶ原自然公園において、毎年、サワトラノオの開花時期に合わせ、5 月頃実施しています。平成 27 年 4 月に「浮島ヶ原のサワトラノオ群生地」が市の天然記念物に指定されたことを受け、より多くの市民に自然の楽しさや大切さを理解してもらうことを目的に、富士市環境アドバイザーを講師に、自然観察や自然素材のクラフト作り等の体験活動ができるイベントを実施しています。



自然遊びを楽しむ参加者



サワトラノオ

(2) 富士山麓ブナ林創造事業

富士山麓の貴重な自然を適正に保全し、後世に継承していくため、平成 6 年度より市民参加により広葉樹を植栽する富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。植栽する苗木は、富士山の自生種（ブナ、ヒメシャラ、ケヤキなど）を選定し、植栽作業を通じて育成管理の大切さを学ぶことで、自然保護や環境保全の普及啓発を図っています。

第 31 回目にあたる令和 6 年度は、一般参加者による植栽イベントを 10,000 ㎡の面積に、ブナ、ヒメシャラ、イロハモミジ、ケヤキ、コナラ、ヤマボウシ、フジザクラ等の苗木を 2,000 本植栽しました。

これまでに、延べ 13,360 名が参加し、210,832 ㎡の面積に 40,740 本の苗木を植栽しました。

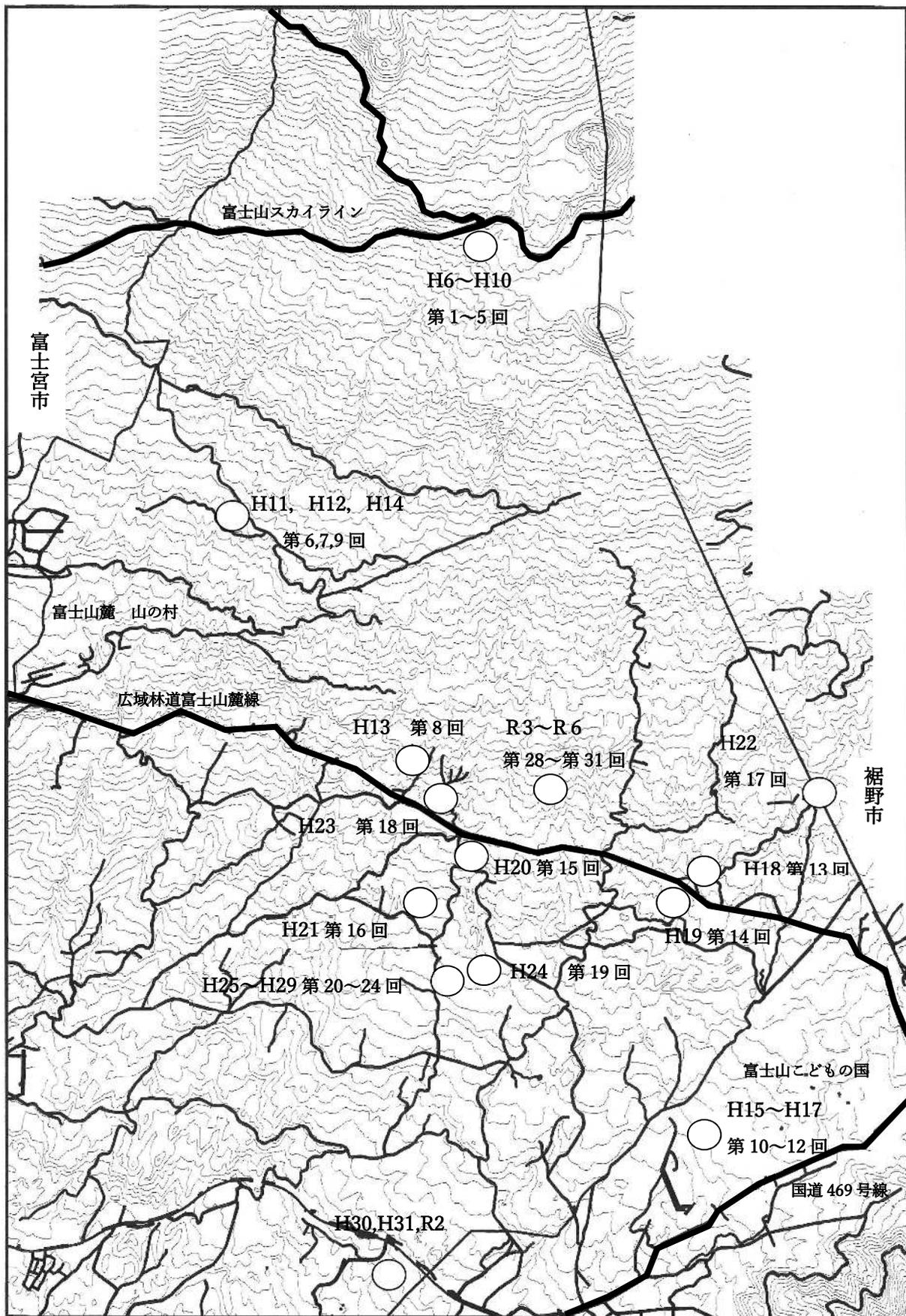
この他、富士山麓に生育するブナ等の広葉樹林や本事業で植栽した樹木の生育状況を知ってもらうため、平成 19 年度から富士山ブナ林自然観察会を実施しています。



富士山ブナ林自然観察会



平成 6 年度植栽箇所



富士山麓ブナ林創造事業植栽地

(3) 自然巡視員事業

市民と協働して自然環境の保全に関する施策を推進するため、11名の自然巡視員を委嘱しています。各自然巡視員は、市職員では目の届きにくい山間部、市街地、海岸部等の自然について、毎月1回巡視活動を行い、市に報告をします。自然環境の状況について周知するため、報告の一部を、ウェブサイト上で公開しています。

(4) 里山体験講座（鳥獣の項目につなげるため、ヒトとの軋轢を記載しました）

里地里山は、雑木林、人工林、竹林、草地などで構成される地域であり、標高800m以上の奥山地域と標高200m前後の人の活動が集中する市街地との間に位置しています。近年では、里地里山の利用の減少や耕作放棄地の増加などにより、ニホンジカなど野生動物の生息域が拡大し、農林業への鳥獣被害が問題になっています。また、里地里山は奥山と市街地との中間にあり、人と野生鳥獣が暮らす区域の緩衝帯としての役割を果たしてきましたが、里地里山が荒廃することによって境界がなくなり、人と野生鳥獣との軋轢が増えています。

そのため、本市では、里山にある川での遊びをとおして、自然と触れ合い、生物の大切さや里山の重要性について知っていただこうと、里山体験講座を実施しています。この講座に家族で参加いただくことにより、大人と子どもと一緒に里地里山の生物多様性について考えていただければと考えています。

(5) 被害防止目的捕獲

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき鳥獣の適正管理を行うため、農作物等に被害を及ぼす鳥獣に対して捕獲を許可しています。本市が許可権限をもっている鳥獣は、ニホンジカ、イノシシ、カラスなど23種類（鳥類の雛及び卵を除く。）となっており、令和6年度は36件の申請を許可しました。本市では主にニホンジカやイノシシの被害防止目的捕獲が行われています。

| | | | | | |
|-----|-------|------|-----|-----|-------|
| 種 類 | ニホンジカ | イノシシ | カラス | ドバト | アライグマ |
| 捕獲数 | 237 | 52 | 51 | 291 | 26 |
| 種 類 | ハクビシン | ムクドリ | タヌキ | サル | ヒヨドリ |
| 捕獲数 | 6 | 19 | 0 | 2 | 8 |

被害防止目的捕獲の実績